

新宮市告示第 83 号

地方税法第 20 条の 2 の規定により、送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため、公示送達する。

令和 8 年 7 月 13 日

新宮市長 上田 勝之



公 示 送 達 書

下記の書類は、当市に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

送達を受けるべき者

氏名及び名称 宮本 まち子

送達する書類名

差押調書（謄本）
配当計算書

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して、7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。